

第 1 6 0 回平塚市都市計画審議会会議録

- 1 日 時 平成 2 8 年 8 月 2 3 日 (火) 午後 2 時 ~ 午後 4 時
- 2 場 所 平塚市教育会館
- 3 出 席 委 員 1 2 名
野崎審也、片倉章博、出村 光、秋澤雅久、石井信彦、
須貝英雄、杉本洋文、岡村敏之、高橋 充、中村晃久、
三澤憲一、小内 薫 (代理 石亀哲郎)
- 4 欠 席 委 員 3 名
石原健次、真道 豊、石井 孝
- 5 平塚市出席者
まちづくり政策部長 難波修三
まちづくり政策課長 小野間孝
都市計画担当
担当長 齋藤 元
主 査 田中 智
主 任 染谷健太郎
技 師 高橋徹誠
まちづくり政策担当
担当長 谷田部栄司
主 査 五島麻弥
主 任 加藤智士
主 事 道間翔平
- 6 会 議 の 成 立 委員の 2 分の 1 以上の出席を得ており、平塚市都市計画
審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議は成立してい
ることを報告。
- 7 傍 聴 者 0 名

8 議 事

(1) 審議案件

議案第230号 袖ヶ浜地区地区まちづくり計画の認定について

(2) 報告案件

平塚市都市マスタープラン(第2次)の一部改訂について

【審議会開会】午後2時00分

(会長)

ただいま、事務局から定足数に達しているとの報告がありました。それでは、第160回平塚市都市計画審議会を開会いたします。

先ほど司会からお話がありましたとおり、本日のこの会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づき、公開での審議となりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の会議の傍聴を希望しておられる方はおりません。念のため申し添えます。

平塚市都市計画審議会条例施行規則第4条第2項の規定にしたがいまして、本日の審議会の議事録署名人を、わたくしと三澤憲一委員といたしますのでご了承願ひます。

それでは、お手元の次第、議事の審議案件でございます、議案第230号袖ヶ浜地区地区まちづくり計画の認定について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第230号 袖ヶ浜地区地区まちづくり計画の認定についてご説明いたします。

7月20日に開催されました都市計画審議会にて、報告案件として袖ヶ浜地区地区まちづくり計画の概要についてご報告させていただきました。

本日は、袖ヶ浜地区地区まちづくり計画と、認定申請に対する市の見解についてご説明させていただきます。

その後、平塚市まちづくり条例第11条第7項の規定に基づき、都市計画審議会よりご意見をいただきますのでよろしくお願ひいたします。

資料としましては、本日説明いたしますパワーポイントの印刷資料と、事前に送付させていただきました議案第230号 袖ヶ浜地区地区まちづくり計画の認定についてです。

パワーポイントにつきましてはこちらの目次に沿ってご説明いたします。

それでは、はじめに、地区まちづくり制度の概要についてご説明いたします。

地区まちづくりは、地区計画等を定めることを主たる目的とし、地区に住んでいる住民が主体となって、住民の思いを実現するためのルールや計画をつくり、住民が住みやすいと考えるまちづくりを行う活動です。

地区まちづくり計画は地区の良いところや改善したいところなどを考え、意見や考え方を地区全体の思いとして調整し、住みやすい地区にするために地区まちづくり計画としてまとめます。

地区まちづくり計画では、まちづくりの目標、建てることのできる建物の用途や建物の高さの基準を定める「まちづくりのルール」のほか、公園の清掃などのルールを決める「まちづくり活動のルール」も定めることができます。

地区まちづくり計画を策定し、地区住民のおおむね3分の2以上の同意を得られ

たら、市長へ計画の認定申請をすることができます。

続きまして、地区まちづくり計画の認定手続きについてご説明いたします。

地区まちづくり協議会を発足し、地区まちづくり計画（案）の作成、計画に対して地区住民のおおむね3分の2以上の同意を得た後、市長へ地区まちづくり計画の申請を行うことができます。

市は協議会より申請された地区まちづくり計画を受理・審査し、庁内関係各課への意見照会、地区まちづくりに係る評価委員会幹事会、庁内関係部長で構成します地区まちづくりに係る評価委員会を開催し、地区まちづくり計画の認定申請に係る総合的な評価を行います。

都市計画審議会では、市の見解についてご意見をいただきます。

続きまして、袖ヶ浜地区まちづくり協議会の主な活動状況についてご説明いたします。

平成24年2月、袖ヶ浜地区まちづくり協議会の認定を受け、専門家、市職員による勉強会などを行い、協議会による地区まちづくり計画の策定に向けた作業を開始いたしました。

平成25年5月には地区住民、地区内事業所を対象に協議会が作成した地区まちづくり計画（案）についてアンケートを実施し、その意見を踏まえて平成27年7月袖ヶ浜地区地区まちづくり計画（案）を作成いたしました。

同年12月から地区住民、地区内事業所に対して地区まちづくり計画（案）についての説明会を開催しましたところ、平成28年3月、地区内事業所より協議会へ意見書が提出され、協議会より地区内事業所へ見解書が送付されました。

平成28年4月27日、地区まちづくり協議会から市に地区まちづくり計画の認定申請書が提出されました。

なお、本日の都市計画審議会にてご意見をいただいた後、地区まちづくり計画が認定されますと、本市で初めての事例となります。

協議会が活動している当該地区の概況ですが、当該地区は平塚駅から南に約0.8 kmに位置し、周辺には湘南海岸公園やなぎさふれあいセンター、また、平塚駅南口から海岸まで続くなぎさプロムナードがあります。

袖ヶ浜地区地区まちづくり計画の計画区域は約0.67 ha、都市計画等は第一種中高層住居専用地域、建蔽率60%、容積率200%、第2種高度地区 最高限度は15 mです。

また、準防火地域となっており、低層の一戸建ての住宅と共同住宅が建ち並び、閑静な住宅地を形成している地区です。

こちらは当該地区の航空写真です。

一戸建ての住宅と、共同住宅が建ち並んでいることが分かります。

当該地区の右側に見える建物が、協議会を設立するきっかけとなった大型マンションです。

大型マンション建設の経験から、開発が行われる前に、まちづくりのルールを策定し、自分たちの住環境を守りたいとの思いから協議会が設立されました。

続きまして、当該地区の概況について写真をご覧ください。

こちらは、当該地区から北側を撮影したものです。

こちらは当該地区東側より撮影したものです。

一戸建ての住宅が建ち並んでいることがお分かりいただけると思います。

こちらは当該地区西側から旧営林署宿舎を撮影したものです。

現在は財務省が管理しております。

こちらは、当該地区内にあります共同住宅です。

以前は社宅でしたが、現在はリノベーションをし、賃貸住宅となっています。

続きまして、協議会より申請されました地区まちづくり計画についてご説明いたします。

はじめに、まちづくりの目標です。

議案書は1ページ上段です。

目標は4点あります。

一戸建ての住宅地を中心とした低層な専用住宅地を形成し、良好な住環境の形成と保全を図る。

緑や景観など地区の良さを守り発展させ、環境にやさしいまちをつくる。

良好なコミュニティの形成を図り、地区住民の自主性を尊重した継続的なまちづくりを進める。

高齢者、障がい者等に優しく、子育てのしやすいまちづくりを進める。

以上4点がまちづくりの目標です。

続いて、土地利用とまちづくりの方針です。

議案書は1ページ中段になります。

はじめに土地利用の方針は、「一戸建ての住宅を中心とした低層で閑静な住宅地を形成し、小規模な共同住宅等が共存した住環境の形成と保全を図る。」としています。

次にまちづくり方針です。

まちづくり方針は建築物等の整備に関する事、景観及び緑化等に関する事、コミュニティに関する事の3点です。

まちづくり方針の建築物等の整備に関する事では、一戸建ての住宅を中心とした低層住宅地としての形成について。

景観及び緑化等に関する事では、敷地内の緑の保全や活用についてのほか、屋外広告物など景観について。

コミュニティに関する事では、相互に助け合えるような良好なコミュニティの形成について方針を定めています。

続きまして、具体的な計画内容についてご説明いたします。

議案書は1ページ下段から3ページになります。

ここでは計画の概要についてご説明いたします。

はじめに「建築物等の整備に関する事」です。

こちらでは、建築物等の用途について定めています。

「内容は、現在の住環境に沿った内容となっており、現在の土地利用やまちなみを維持するものとなっています。

例えば、建築物の高さの最高限度については現状の地区内の状況に合わせ、10mとしています。

また、地区内で建築可能な建物については、一戸建ての住宅、共同住宅等としており、建築物の高さ同様、現状に沿った内容となっています。

次に「景観及び緑化等に関すること」では、屋外広告物の大きさや敷地内の既存樹木などの保全・活用について定めています。

そのほか、「コミュニティに関すること」では、住みやすい環境づくりへの取り組みについて定められており、共同住宅など管理者が常駐しない施設を設置しようとする場合は、管理者及び連絡先を明記することとなっております。

「高齢者、障がい者等子育てにやさしいまちづくりに関すること」では、子ども達の下校時や塾等が終わる時刻には、門灯・玄関灯を点灯して地域ぐるみで子どもの安心・安全な通行を守る環境づくりに努めることを定めています。

協議会より申請されました計画については、住環境についてだけでなく、緑化や景観、コミュニティに関することも定めた内容となっています。

次に、協議会より申請された地区まちづくり計画の認定申請に対する評価についてご説明いたします。

地区まちづくり計画の認定申請につきましては、「平塚市地区まちづくり計画の認定申請に対する評価指針」に基づき、次の8項目について評価を行いました。

平塚市のまちづくりの方針との整合、周辺環境等への配慮、地区住民等の同意、事業実施の実現性、まちづくりへの寄与、適正な申請区域の設定、事業中の都市施設等への配慮、計画の合理性、の8項目です。

なお、事業実施の実現性と事業中の都市施設等への配慮については、本計画では地区施設の整備などに係るものはなかったため、該当はありませんでした。

本日は、8項目の中から主なものとして「平塚市のまちづくりの方針との整合」と「まちづくりへの寄与」そして「計画の合理性」に対する市の見解についてご報告します。

はじめに、「平塚市のまちづくりの方針との整合」についてですが、市の都市計画に関する基本的な方針を定める平塚市都市マスタープラン（第2次）では、認定申請地区は「南部地域」に位置し、「住宅地」となっています。

南部地域の分野別の方針における「住宅地」は「地域全体に大きく広がる住居系市街地は、質の高い低中層住宅地として、居住環境を保全します。必要に応じて地区計画の導入を検討します。」と位置付けられております。

また、「代表的な景観」では、「別荘の面影を受け継ぐ閑静な住宅地は、地区計画の導入などにより、うるおいある景観形成に努めます。」とあります。

このことから「袖ヶ浜地区地区まちづくり計画の対象地区は、低層の一戸建ての住宅と共同住宅が建ち並び、閑静な住宅地を形成している。本計画はこれらの良好な住環境の維持及び保全を目指す計画となっていることから、本市のまちづくりの

方針と整合している。」としました。

次に「まちづくりへの寄与」に対する見解です。

「本計画では、建築物等の高さや形態、屋外広告物の表示などについても定めており、良好な街並み景観の指導を図るとともに、当該地区内の緑の保全・活用についても定めており、うるおいのある良好な生活環境を形成する内容となっています。そのほか、防犯や声掛けなど、コミュニティに関することも定めていることから、良好で安心・安全なまちづくりの形成に寄与していると考えます。」

このことから、市としては本計画は良好で安心・安全なまちづくりの形成に寄与していると考えます。

次に「計画の合理性」に対する見解です。

「本地区は、低層の一戸建ての住宅と共同住宅が建ち並び、第一種低層住居専用地域と同様な街並みが形成され、地区住民もこれら住環境の保全を望んでいます。」

このことから、本計画において、計画の建築物等に関する事項として、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の用途の制限等を定め、良好な住環境の形成と保全を図ることに合理性があるものと考えます。

以上のことから、見解、総合評価は次のとおりとなりました。

「本計画は、周辺と調和した良好な住環境の形成、緑や景観などの地区の良さの保全及び良好なコミュニティの形成を図るため、現状の土地利用に配慮し、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の用途の制限等を定め、景観及び緑化等に関することやコミュニティに関することを定めるとともに、子どもや高齢者や障がい者を含めたすべての地区住民にやさしいまちづくりの形成に配慮した内容となっています。これらを総合的に評価した結果、本市のまちづくりの方針と整合しており、地域のまちづくりへの寄与等が確認できることから、地区まちづくり計画として認定できるものと判断します。なお、認定するにあたっては、協議会に対し、必要な字句の整理や、運用基準等の作成及び地区計画に移行する際に検討すべき事項等について伝えます。」

以上で、袖ヶ浜地区地区まちづくり計画の認定についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願います。

(会 長)

では、ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問があればよろしく願います。

(委 員)

私も住民主体となったまちづくり、こういったルールや計画を作っていくことは大変いいことだと思いますが、悪い部分もあるかと思しますので、何点が質問をさせていただきたいと思います。

まず、平成23年10月に地区まちづくり協議会ができてから5年ほど経ってい

るようですが、せっかくこのようにいいものなのに、時間がかかりすぎだと感じました。

もう少し簡素化してやれないものでしょうかというのが1つ目です。

それから、2つ目ですが、この地区まちづくり計画を推進していく際の推進母体となる、地域の方の組織体制、運営体制というのはできているのでしょうか。

高齢化に伴い世代が変わっていく中で、地区まちづくり計画を運用していく体制はできているのでしょうか。

それから3点目となりますが、このほかの地区の地区まちづくり計画の実例があれば、どのようなもので、どのような効果を地域にもたらしているのかを教えてくださいただければと思います。

それから最後になりますが、この地区まちづくり計画、大変素晴らしいものだと思いますが、3分の2の同意でできるということで、残りの3分の1の方々が反対をした際に、法的拘束力を担保できるのでしょうか。

(会 長)

ありがとうございます。

3点目の質問について、今回の地区まちづくり計画は平塚市内では初めてということですが、関連してなにかあるようでしたら、それも含めて事務局より説明をお願いします。

(事務局)

まず、平成23年から協議会ができて、時間がかかっているというご指摘をいただきました。

これにつきましては、住民発意で様々なルールを定めるにあたりまして、計画の内容を定めるのに時間がかかるということをごさいます、建築物のルールであったり、地区のコミュニティのルールであったり、それらの内容を定めるのに時間がかかりました。

また、もう一つの要素として、地区内の合意形成がありまして、こちら時間も要したということをごさいます。

次に、2点目の推進体制についてですが、これからこの地区まちづくり計画が認定をされますと、その運用を協議会にさせていただくこととなります。

この運用については、継続的にしていただく必要がありますし、また、地区計画に移行するための協議会としての活動をしていただきたいと思いますとも考えておりますので、市としてもこういった活動に対して支援をしていきたいと考えております。

そして、他の地域の事例ということで、先ほどの説明にもありましたが、平塚市では、地区まちづくり計画を策定したというのは今回が初めての事例となります。

富士見町地区については、平成17年に住民発意で地区計画が都市計画決定されていますが、こちらは平塚市まちづくり条例の制定より前の出来事をごさいます。

こちらについては任意の協議会として活動をされていたようでして、自主的にこ

ういった計画を作り、それを周知しながら最終的に地区計画に移行したという事例でございます。

また、本市以外では、神奈川県内においては、鎌倉市でこのような計画の認定をしております、何地区か認定している地区があるようです。

続きまして、計画の拘束力についてですが、まず、同意率では、権利者数においては8割、地積においては9割を上回っております。

また、この地区まちづくり計画については法的拘束力はございません。

これが課題ではありますが、ただ、一定の抑止力はあると考えておまして、市も認定をしていく中で計画の周知を図っていきますので、事業者の方も計画の内容に配慮をしてくださるだろうと考えております。

そして、そういった周知をしていくことによって、徐々に地域や市全体に浸透していくものではないかと考えております。

(会長)

よろしいですか。

どうぞ。

(委員)

今、時間がかかることについて、その要素を説明していただきましたが、先ほど私が申し上げたのは、より早くできるような方策を検討していただきたいという意見でございます。

これだけよいものですので、より早く地区の方に活用していただく方が当然有益だと思います。

時間がかかることについて理解はしていますが、より早くできるシステムに変えるような努力をしていただきたいと思います。

それから、私はこの区域の辺りに実際に行ってきましたが、空地や空家が見られました。

3分の2の方が同意されているということですが、これから不在の方が増えていく可能性もある中で、一定の抑止力とはどういう意味なのでしょう。

現に、以前袖ヶ浜に協議会ができましたが、地区まちづくり計画を策定する意向がなく、やめてしまいました。

地区まちづくり計画に対する意識というのが低いように感じられます。

私はこの地区まちづくり計画というのが、法的拘束力を持って、開発事業者に対して歯止めがきくものであれば大変すばらしい仕組みだと思うのですが、一定の抑止力というのはなんなのか、これをお聞きしたいと思います。

(事務局)

まず1点目の時間がかからないような方策についてですが、今回平塚市として初めての認定するにあたっては、このような制度があることを市民の方にもPRをし

ていこうと考えております。

これから協議会として活動される方や、既に活動している方々にも、袖ヶ浜地区まちづくり協議会の活動の経過等について、住民同士で意見交換や情報共有をしていく機会や、地区まちづくり計画の申請までに苦勞をされてきたお話をさせていただく機会などを、要望に応じて設けていくといった支援をしていければと考えております。

そして、一定の抑止力について、どこまでの抑止力があるのかというご質問だと思いますが、こちらは市が認定する計画ということになりますので、市のHPや窓口で周知をしていくことになります。

当然協議会の方が中心となりますが、できるだけこの計画の内容に沿った計画としていただくよう、市としても協議会と協力をして指導等を行っていきたいと考えておりますので、様々な開発事業等の計画もこのルールに沿った内容となっていくと考えております。

また、現存の住宅については、不適格となるものもございませんので、個人の住宅については問題なく建て替わっていただろうと考えております。

いずれは法的拘束力を持つ地区計画に移行していくことが重要だと考えておりますので、その場合にはこの内容をもとに、引き続き市の方で協議会への支援をしていきたいと考えております。

以上です。

(委員)

今、地区計画の話が出ましたけれども、地区計画についてはとてもハードルが高いようですので、この地区まちづくり計画の段階でしっかりと歯止めができるような形にしていただければ、大変有効な、市民が望む形となるのではないかと思いますので、この辺の枠組みをしっかりと作っていただければと思います。

住民がいくら頑張ってもたくさんの署名を集めたとしても、抑止力にならないという事例がたくさんありますので、この地区まちづくり計画でしっかりとした抑止力を作っていただくようお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

(委員)

まず、この地区まちづくり計画を具体的にどのようにPRをしていくのかご紹介いただきたいと思います。

それから、2つ目ですが、ここに新たに建物を建てる際に、具体的にどういった対応をしていくことになるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

そして、計画の目標として、「高齢者、障がい者にやさしいまちづくり」ということが記載されておりますが、子育てについては15ページに具体策が記載されておりますが、高齢者に関しては記載がないと思うのですが、具体的な方策はあるのでしょうか。

(事務局)

今後のPR方法についてですが、市が行うPRといたしましては、例えば区域内の建築の相談があった場合には建築確認の部署との連携をしながら、こういった計画がありますということをお伝えすることや、HP等で計画の内容や区域等について掲載することなどによって、PRをしていきたいと考えています。

また、協議会にも区域や計画の内容についてのPR活動を自主的にしていただきたいと考えております。

例えば建築確認の申請等の場合ですと、区域内での建築確認の相談や届出があった際には、市としては協議会とお話をしてくださいという誘導をしたいと考えています。

この地区まちづくり計画の内容は、基本的には高さのことであったり、建築物の用途の制限などが主たるものですので、それらについて問題がないものであれば、改めて何かをすることはありません。

これらの運用の仕方についてはこれから協議会とも相談をしながら更に検討をしていきたいと考えております。

また、高齢者に関する記載については、議案書の3ページをご覧ください。

「高齢者、障がい者等子育てにやさしいまちづくりに関すること」という項目がありまして、この中で「高齢者、障がい者、自転車利用者等が道路を通行している時に、安全に道路を通行できる空間の確保に努める」等の記載をしております。

(会長)

よろしいですか。

では、ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(委員)

今回が市内初の地区まちづくり計画ということで、今後、ほかの地区でも出てくることが予想されるかと思えます。

今回の計画の目標の中にコミュニティの形成というのがありますが、この地区の広さは自治会より小さい単位だと思えます。

計画の目標に「地区住民の自主性を尊重した継続的なまちづくり」とありますが、これは今までの自治会に属しながらもこの地区で別に独自の活動をしていくという風に捉えてよいのでしょうか。

(事務局)

コミュニティに関することについてのご質問をいただきました。

今回の区域についても自治会のいくつかの組単位で構成されておりまして、いくつかの組の方々と話し合っただけでこういった協議会ができたという経緯がございます。

ですので、基本的には今までの自治会、連合自治会の組織のもとに活動についてはそのまま行っていき、それ以外のことを自主的に行っていく際には、協議会として活動をしていくということでございます。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(委員)

今までの連合自治会、自治会としての活動とは別に独自の活動をしていきたいという考えがあるのでしょうか。

(事務局)

自治会活動としては、この地区で新たに活動を行うということではなく、建築物のルールを定める計画案を作成していく中で、もう少しコミュニティとしてのまちづくりを進めていきたいということで、このような項目も追加されてきたということでございます。

(委員)

同意率についてのご説明がありましたけれども、この計画区域の図面の中で駅側にくぼみがありますが、ここはどういった経緯で区域から外れているのでしょうか。

ここが区域に含まれていないということで、もし15mの建物が建築された場合には地区まちづくり計画に当てはまらないと思いますが、このことについて、どのように考えているのですか。

(事務局)

区域から外れているお宅についてですが、こちらの方については協議会としての活動を始めた当初は参加されていたのですが、将来的なことを考えて、どうしても今回区域から外れたいとの申し出が協議会にあったということです。

協議会としてもそういった申し出があったところを無理に区域に入れるわけにもいかないということで今回区域からは外れているということです。

また、現状は専用住宅の3階建ての建築物で、高さも10m未満であり、今後すぐに今回の地区まちづくり計画の内容に反するようなものを建てる計画があるという話は聞いていません。

(委員)

計画があるのではなく、今回の地区まちづくり計画では高さについて主にルールを設けているということですが、こちらのお宅については区域から外れているので、高さ15mまで建てて問題がないわけですね。

この敷地については15mを建てることできる。もし5階建ての計画が出てきた場合には市として許可も出るということですね。

(事務局)

その通りです。

高さ15mまで建てられる場所でございます。

(会長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

(委員)

3分の2の同意が必要ということですが、例えば、賛成していない3分の1の中に法人があった場合、それに対する救済措置のようなものはあるのでしょうか。

もう1つ、平塚市では事例がないということですが、他市において事例があるかと思えます。

それらについて、なんらかのメリット、デメリットがあればご教授いただければと思えます。

(事務局)

高さ制限に関する救済措置について、議案書の1ページですが、「建築物等の整備に関すること」の欄に規定がありまして、「建築物の高さの最高限度は、10mとし、地階を除く階数は3以下とする。」とありますが、その後にはただし書きの規定が設けられています。

「敷地面積が1,000㎡以上の場合にあって、協議会と協議を行ったものについてはこの限りではない。」ということで、10m以上で15mまでの建物についても、協議会と協議が行われたうえであれば建てられる場合もあるという救済措置を設けております。

他の市町村での地区まちづくり計画に準ずるものの救済措置については調べられていないのですが、地区計画ではただし書きで救済措置を設ける場合もあり、平塚市でも数箇所あります。

昨年都市計画決定しましたツインシティ大神地区でも大規模な敷地面積を持つものについては別に高さ制限を設けておりまして、段階的に緩やかにするような措置を設けることがございます。

(会 長)

よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

(会 長)

今回は意見聴取ということですので、この審議会としての合意形成を図りたいと思います。

議案第230号袖ヶ浜地区地区まちづくり計画の認定について、異議なしということであれば、ご了承願いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会 長)

「ご異議なし」ということですので、議案第230号袖ヶ浜地区地区まちづくり計画の認定については、異存なしといたします。

以上をもちまして、本日の審議案件は終了いたします。

(会 長)

それでは、続きまして、報告案件であります、「平塚市都市マスタープラン(第2次)の一部改訂について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、平塚市都市マスタープラン(第2次)の一部改訂について、報告させていただきます。

資料については、「平塚市都市マスタープラン(第2次)の改訂の内容について」の資料を使用いたします。

前回の第159回平塚市都市計画審議会では、一部改訂の構成イメージや、追加する主な項目の案などについてご説明させていただきました。

今回の改訂により追加を検討する方針のうち、庁内ワーキングの途中結果を踏まえ、増大する自然災害に備えた防災まちづくりの方針(たたき台)及びツインシティ大神地区の実現に向けた方針(たたき台)の2つの方針について、皆さんの意見を伺いたいと考えております。

では、1ページ目をご覧ください。

まず、検討項目1としまして、増大する自然災害に備えたまちづくりの方針(たたき台)のご説明をさせていただきます。

改訂内容の検討フローをご覧ください。

1. これまでの経緯と平塚市都市マスタープラン（第2次）及び関連計画を上から時系列で記載しております。

まず1番上に現行都市マスタープランでは、減災に向けた安全な防災まちづくりのハード整備について記載されていますが、津波防災に関する方針が記載されていません。

平成23年に東日本大震災の発生と津波防災地域づくり法が制定されています。

平成25年には、かながわ都市マスタープランにおいて津波防災対策が位置づけられました。

また、平成27年には、神奈川県により、津波浸水予測図が作成されました。

平成27年、平塚市津波防災計画にて、津波対策（ソフト・ハード）を明記しております。

そして、平成27年に、大規模な水害や土砂災害の発生と法改正が行われました。続きまして、2. 現状認識ということで、現状を確認しております。

良好な沿岸住宅地の存在、津波避難ビルの指定、レクリエーション機能による来街者の存在、大震災による被害想定の変化、住宅供給がやや低調になっているということが、認識されています。

続きまして、3. 課題の整理に移ります。

課題としましては、避難のためのソフト対策、防災に関する適切な情報提供、来街者の避難対策、災害に備えるための基礎情報の収集、被害想定に対応したまちづくりの推進というものが課題となっております。

そして、これらの課題を踏まえまして、今後の基本的な考え方として、3つございます。

1つ目は、沿岸エリアは「海と共存するまち」として、全体の魅力創出と連携した防災減災対策を推進することが必要となります。

2つ目として、現行の土地利用は維持し、逃げることを前提としたまちづくりを推進することが必要となります。

3つ目としまして、様々な自然災害の被害見直しを考慮し、自助・共助の取組の推進により地域防災力を高めることが必要になってきます。

これらを踏まえまして、平塚市都市マスタープランで追加すべき事項としましては、本市を安全なまちとしてアピールするため、津波防災対策を追加すること、様々な自然災害に対応するため、ソフトとハードによるまちづくりの対応方針を追加することとなります。

これらを踏まえまして、増大する自然災害に備えたまちづくりの方針とさせていただこうと考えております。

次に、今ご説明いたしました検討フローの各項目について、2ページにて詳細のご説明をいたします。

これまでの経緯と平塚市都市マスタープラン（第2次）及び関連計画についてご説明いたします。

お手元の資料の資料1-1、資料1-2、資料1-3、こちらを参考にしていた

だければと思います。

方針の検討にあたりまして、その前提となるこれまでの経緯と平塚市都市マスタープラン（第2次）及び関連計画についてまとめました。

1つ目が平塚市都市マスタープラン（第2次）で、こちらは平成20年に策定されております。

減災に向けた安全な防災まちづくりについて、ハード整備を中心に明記しておりますが、津波防災に関する方針は明記されていません。

2つ目としまして、東日本大震災の発生と津波防災地域づくり法が制定されておりました。想定外の津波による浸水被害の発生、復旧復興の長期化、平成23年の津波防災地域づくりに関する法律の制定と都市計画法等関係法令の改定が行われています。

3つ目のかながわ都市マスタープラン（津波対策編）ですが、こちらは平成25年に策定されておまして、最大クラスの津波に備えた都市づくりの方針として、以下の内容を明記しております。

ハード施策とソフト施策の組み合わせによる逃げやすい都市づくり、移転等も視野に入れた建物や都市施設が被災しにくい都市づくり、被災時における最低限の都市機能の維持・継続に向けた都市づくりです。

4つ目としまして、平成27年に策定されました平塚市地域防災計画にて、地震対策計画の中の津波対策の方針を明記しております。

具体的なハード、ソフト対策として、堤防整備の要望、防潮機能の強化、情報伝達体制、緊急輸送道路の道路機能の確保等の取組の方向性を明記しておりますが、避難路や津波防御施設等の考え方や沿岸エリア全体の方向性の明記はありません。

5番目としまして、大規模な水害や土砂災害の発生と法改正についてです。

関東・東北豪雨による大荒川や那珂川等での大規模水害の発生がございました。

また、水防法の改正、浸水想定区域図の見直しが行われ、現行の浸水想定区域について想定し得る最大規模の洪水に係る区域が拡充されています。

さらに、平成27年に土砂災害防止法の改正、また、神奈川県による土砂災害警戒区域等の追加指定がされています。

続きまして、3ページに移ります。

資料1-4と資料1-5に、津波浸水予測図と土砂災害及び洪水ハザードマップがございますので、そちらも併せてご覧ください。

現状認識につきまして、現況調査及び庁内ワーキングでの意見を踏まえ、以下のとおりまとめております。

1つ目は、海岸・沿岸エリアの現状です。

市内でも良好な住環境を備えた住宅地ですが、近年やや住宅供給が低迷しています。

漁港や海岸などレクリエーション機能を備え、市内外の人々が訪れる場所となっております。

また、ビーチパークや龍城ヶ丘プール跡地の整備が予定されており、津波避難施

設や機能の配置が検討されています。

漁港背後の集落や花水川河口付近の地域では津波浸水が想定されております。

2つ目としまして、津波避難に関する現状です。

津波避難ビルの指定及び誘導標識などの設置を行っていますが、来街者や避難行動要支援者に対する対策・配慮、浸水予測を考慮した避難施設の検討、最寄りの避難ビル、高台までの案内誘導が必要となっております。

3つ目としまして、豪雨等その他自然災害の状況です。

本市においても集中豪雨による浸水被害が発生しておりますので、洪水ハザードマップは新想定により今後見直しを予定としております。

また、新想定ハザードマップにより避難が困難となる避難所が存在する可能性があります。

内水氾濫についての対策の検討が必要となっております。

この下にあります地図ですが、こちらは平塚市都市マスタープラン(第2次)の土地利用の配置方針図にハザードマップを重ねたものです。

左上から、金目川水系洪水ハザードマップによる浸水想定区域の範囲、左下が土砂災害警戒区域が分布する範囲、海の方が、平成27年神奈川県津波浸水予測図による津波浸水想定区域の範囲となっております。

続きまして、4ページにて、次の2点の課題について整理をしております。

まず1つ目が、最大クラスの津波に備えたまちづくりの課題です。

最大クラスの津波に対しては、いのちを守ることを第1目標とし、迅速かつ確実な避難の実現が求められます。

また、被災後に早期の復旧・復興を行うために事前に備えておくことも重要です。

その中で、津波からの避難に関する課題としまして、住民だけでなく来街者にも配慮した避難経路や避難施設、避難誘導が必要となります。

さらに浸水予測を考慮した適切な避難施設の確保や、適切な情報提供と日常的な防災意識の向上、海岸部のまちづくりと連携した沿岸部全体の安全性の向上が必要となります。

また、迅速な復旧・復興に備えた取組に関する課題として、復興の基礎となる情報の整理が必要となっております。

2つ目の課題としましては、様々な自然災害に強いまちづくりです。

近年増大する自然災害に対しては、公助の取組だけでは十分に被害を防ぎきれないため、自助・共助の取組による地域防災力の強化が求められています。

自助・共助の取組による地域防災力の強化に関する課題としまして、様々な災害シミュレーションの周知、及びその結果を考慮した避難施設の検討が必要となります。

また、地域と取り組む防災対策の推進も必要となります。

避難、援助体制に関する課題として、被災後の災害支援を円滑に進めるためのネットワークの確保が必要となります。

また、避難行動要支援者・帰宅困難者対策が必要となってきます。

続いて5ページでは、これらの課題を整理したうえで、基本的な考え方について記載しております。

本市の沿岸エリアは住宅地として、また観光地としても重要なエリアであり「海と共存するまち」を目標とし、沿岸エリア全体の魅力創出と連携して防災減災対策を推進します。

その際には、逃げることを前提としつつ、現行の土地利用は維持することを基本とします。

市全体としては様々な自然災害の被害想定の見直しを考慮しながら、災害対策を検討するとともに、自助・共助の取組を推進することにより、地域防災力を高め、災害に強いまちづくりを進めます。

以上のことから、改訂版では以下について追加する必要があります。

1つ目が、本市を安全なまちとしてアピールするため、津波防災対策を追加すること。

2つ目に、様々な自然災害に対応するため、ソフトとハードによるまちづくりの対応方針を追加することとなります。

下に、改訂版への追加事項の図があります。

左側が現行の都市マスタープランになります。

そして、今お話ししました部分を、右側の追加検討項目ということで、津波対策と、全ての災害対策について載せていきたいと考えております。

続いて、6ページに方針という形で載せています。

今お話ししました最大クラスの津波に備えた防災まちづくりを、津波災害に対して「守る」、「逃げる」、「備える」を基本に、沿岸部の魅力創出との連携や津波情報に関する情報提供など、ハード施策とソフト施策を適切に組み合わせ、逃げやすいまちづくりを進めます。

また、被災後の迅速な復旧・復興に備えるまちづくりを進めます。

まず「守る」の部分ですが、津波から市民を守るまちづくりということで、河川堤防の整備、防潮機能の強化、水門の機能強化などを検討しております。

「逃げる」という部分では、津波から逃げやすいまちづくりとして、浸水予測を考慮した適切な避難施設の確保、沿岸部の魅力創出と連携した安全性の向上、避難標識等の避難誘導対策の充実、適切な避難行動を支援する情報提供等を検討します。

「備える」という部分では、迅速な復旧・復興に備えたまちづくりとして、復興の基礎となる情報の整理、こちらは、地籍調査の実施等を考えております。

また、ライフラインの機能継続性の確保、公共公益施設の業務継続性の確保、避難路の道路機能の確保、復旧・復興の事前準備という形で考えております。

津波以外の様々な自然災害に強いまちづくりで、自助・共助の取組による地域防災力の強化を基本としつつ、被災後の避難・援助体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

下の概念図に、津波ハザードエリア、土砂災害ハザードエリア、洪水・内水ハザードエリアという形で記載しております。

こちらの項目では、「備える」という部分で、自助・共助の取組による地域防災力の強化を検討していきます。

また、災害リスクの周知及び防災意識の向上、地区防災まちづくりとの連携、災害リスクの低い場所への緩やかな誘導などを考えております。

「逃げる」という部分では、避難・援助体制の強化として、緊急輸送路を確保すること、様々な災害リスクを考慮した避難施設の検証、避難行動要支援者・帰宅困難者への支援を検討していこうと考えております。

また、「知らせる」という部分では、防災情報を提供することで、適切な避難行動を支援するハザード情報の提供をしていこうと考えております。

以上が、検討項目1つ目の、増大する自然災害に備えたまちづくりの方針という形になります。

続きまして、8ページで検討項目2のツインシティ大神地区の実現に向けた方針について説明させていただきます。

まず、先ほどと同じように、検討フローを用意しております。

これまでの経緯と平塚市都市マスタープラン及び関連計画です。

平成14年にツインシティ整備計画が策定され、県民、企業、行政の「三者の協働による都市づくり」、めざす都市像、交通アクセス整備の方針等を記載しております。

平成20年に策定されております、平塚市都市マスタープラン（第2次）で、ひらつかの顔づくりのひとつである「北の核」として位置付け、「環境共生型」、「公共交通指向型」、「地域生活圏形成型」の方針を記載しております。

平成24年に策定されております、ツインシティ大神地区まちづくり計画の中で、めざす都市像やゾーンごとの土地利用を記載しております。

平成27年には、市街化区域編入と倉見大神線等の都市計画決定、ツインシティ大神地区土地区画整理事業の組合設立の認可がされ、着工しております。

現在は基盤整備が進行中でして、物流系、商業系の企業が立地予定となっております。

また、先端産業の誘致の促進を平成26年から現在も継続しております。

課題の整理としましては、広域交流と連携に向けた環境整備の早期実現と公共交通の強化、環境共生への取組と具体化、新しい産業の創出・育成に向けた支援の強化、地元、企業、行政の三者協働まちづくりの推進という形になっております。

こちらを踏まえました基本的な考え方としましては、平塚市の顔となる先進的な取組や景観づくりの総合的な検討が必要となっております。

また、地元、企業、行政の三者協働によるまちづくりの着実な推進が必要となります。

都市マスタープランで追加すべき事項として、2つございます。

1つ目が、めざす都市像の実現に向けた交通、環境共生、企業誘致などの取組の具体的な検討項目を追加すること。

2つ目が、平塚市の新たな顔となるまちづくりの実現に向け、総合的な事業推進

体制について追加すること。

こちらを踏まえたうえで、ツインシティ大神地区の実現に向けた方針とさせていただきます。ご了承ください。

9ページで、これまでの経緯と平塚市都市マスタープラン（第2次）及び関連計画について説明いたします。

方針の検討にあたり、その前提となるこれまでの経緯と平塚市都市マスタープラン（第2次）及び関連計画についてまとめております。

平成14年のツインシティ整備計画の中で、県民、企業、行政の「三者の協働による都市づくり」を基本とすると記載されております。

また、めざす都市像、交通アクセス整備の方針、まちづくりの進め方などを明記しております。

続きまして、平成20年に策定されております、平塚市都市マスタープラン（第2次）の中では、平塚駅周辺の南の核とともに北の核として位置づけ、2核を結ぶ道路を南北都市軸とすると記載されています。

また、平塚をアピールする先導的な地区としてひらつかの顔づくりのひとつに位置付けております。

3つ目としまして、平成24年に策定されております、ツインシティ大神地区まちづくり計画の中で、めざす都市像として4つの都市像を明記しております。

「広域的な交流と連携の窓口となる都市」、「地域の環境と共生し、地球環境にやさしい環境共生都市」、「新しい産業を創出・育成する都市」、「新しい生活スタイル・ワークスタイルを実践する都市」、また、ツインシティ大神地区におけるまちづくりの基本的な考え方やゾーンごとの土地利用等について明記しております。

その下にありますが、ツインシティ大神地区まちづくり計画図でございます。

続きまして、10ページに進みます。

4つ目としまして、市街化区域編入と倉見大神線等の都市計画決定、ツインシティ大神地区土地区画整理事業の組合設立認可を受け、現在既に着工しております。

平成27年8月28日に、市街化区域への編入を行う区域区分の変更など、都市計画の決定及び変更を告示しております。

続きまして、2.現状認識について説明をいたします。

現況調査及び庁内ワーキングでの意見を踏まえ、ツインシティ大神地区に係る現状認識についてまとめております。

1つ目が、広域交流と連携に関する現状です。

新幹線新駅誘致のためにもまちづくりの早期実現が必要となっております。

また、平塚駅と結ぶ南北都市軸のバス交通の強化や厚木、伊勢原方面とのバス交通の検討が必要となっております。

2つ目として、環境共生のまちづくりに関する現状です。

環境負荷の低減を条件のひとつとして企業誘致をしておりますが、技術進歩により環境共生のあり方が変化していることから、県や市としての更なる支援策の検討が必要となっております。

3つ目としまして、企業誘致の現状です。

助成・支援策を強化し、ロボット関連産業などの誘致を強化しておりますが、現状では物流業の立地が先行しており、引き続き先端産業の誘致が必要となっております。

このことから、将来的な企業の移転等も見据えた企業誘致の支援策の検討も必要となっております。

4つ目としまして、まちづくりの推進です。

地元、企業、行政の三者協働による推進を図る必要があります。

11ページにて、課題の整理をしております。

1つ目が、広域交流と連携に向けた課題です。

新幹線新駅の西口機能を担うための乗り換え機能の検討が必要です。

また、もう1つの核である平塚駅周辺との交通ネットワークの強化が求められません。

新幹線新駅誘致の実現のためにも、早期の周辺環境整備が必要であり、新幹線新駅の西口機能を担うことからトランジットセンターの役割の検討が必要となります。

南北都市軸については沿道土地利用の活性化や魅力ある空間づくりや、ルートの再編も含めた平塚駅周辺とのバス交通の強化が必要となります。

下に広域交流と連携に関わる交通ネットワークの図がありまして、中央の黒い丸が、北の核、ツインシティとなります。

そこから西に向かって伸びている矢印が（仮称）伊勢原大神軸、南西に向かって伸びる矢印が（仮称）平塚大神軸、東に伸びている黄色い矢印が倉見大神線となっております、こちらはツインシティ橋を含んでおります。

続きまして、12ページへ進みます。

2つ目としまして、環境共生都市の実現に向けた課題です。

環境共生都市の実現に向けて、具体的な取組の検討、誘致企業と連携した環境共生の取組についての検討、環境負荷の低減に向けた施策の検討、周辺の農業や田園環境等との共生の検討、公共交通の環境整備等の検討が必要となります。

3つ目の課題としましては、新しい産業の創出・育成に向けた課題です。

平塚市は「さがみロボット産業特区」に指定されております。

そのため、先進的な産業の誘致を進めるための支援策の強化が必要です。

下にさがみロボット産業特区の図を記載しております。

課題の4つ目としまして、新たな顔となるまちづくりの実現に向けた課題です。

平塚市を代表する新たな顔となるまちづくりを進めるために、先進的な取組や景観づくりを総合的に検討することが求められており、景観形成や街並みの誘導など質の高い空間づくりに資する取組が必要となります。

また、事業の推進のためには県や近隣市町との連携や、地元、企業、行政の三者協働によるまちづくりの推進が必要となります。

次のページに、基本的な考え方を記載しております。

上位計画に定められている目指すべき都市像をより具体化していくための施策を

検討するとともに、「ひらつかの顔づくり」のひとつとして、他都市にアピールできるようなまちづくりを進めます。

都市計画手続きを経て、土地区画整理事業に着手したことにより、今後も地元、企業、行政の三者協働により、事業の着実な推進を目指します。

以上から、改訂版では以下について追加する必要があります。

めざす都市像の実現に向けた交通、環境共生、企業誘致などの取組の具体的な検討項目を追加すること。

平塚市の新たな顔となるまちづくりの実現に向け、総合的な事業推進体制について検討することとなります。

14ページに、方針について記載しております。

方針については2つございます。

1つ目の方針は、ツインシティ大神地区の都市像の実現に向けた方針です。

この方針は次の4つで構成されており、めざす都市像の実現に向けて、交通、環境共生、企業誘致などの各取組について具体的な検討を進めるとともに、これらの取組により実現する新しい生活スタイル・ワークスタイルをアピールしていきます。

1つ目が、「広域的な交流と連携の窓口となる都市」です。

検討する事項としては、着実な市街地整備による新幹線新駅誘致の実現、トランジットセンターの整備による乗り換え機能の強化、南北都市軸の沿道土地利用や環境整備の誘導、南の核とのバス交通の強化が必要となります。

2つ目が、「地域の環境と共生し、地球環境にやさしい環境共生都市」です。

検討する事項としては、緑化の促進によるみどり豊かなまちづくり、環境負荷の低減に配慮した建物等の誘導、環境とバランスのとれた交通計画の検討、地域アメニティの創出となります。

3つ目が、新しい産業を創出・育成する都市としまして、「さがみロボット産業特区」を活用した先端産業の誘致・育成が必要となります。

4つ目が、新しい生活スタイル・ワークスタイルを実践する都市ということで、周辺の農業や河川空間との共生、都市と農業との連携や職住近接など新しい生活スタイル・ワークスタイルを実践するまちとして、市内外への情報発信、アピールをしていく必要があると考えております。

最後に、15ページになります。

2つ目の方針となりますが、新たな顔となるまちづくり推進の方針です。

平塚市の新たな顔となるまちづくりの実現に向け、総合的な事業推進体制の強化を図ります。

下にイメージ図があります。

広域的な交流と連携の窓口、また、環境共生、新しい産業を創出・育成する都市、新しい生活スタイル・ワークスタイルを実現する都市ということで、県・市、地元、近隣市町、企業が連携することによって、ツインシティ大神地区を実現していきたいと考えております。

また、新たな顔にふさわしい景観形成の誘導をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。
ご意見等、よろしく願いいたします。

(会 長)

事務局より説明がございました。
ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。
はい、どうぞ。

(委 員)

単純な質問なのですが、この都市マスタープランはいつまでに出来上がるのでしょうか。
また、いつまでの計画となるのでしょうか。
それから、次回の9月の審議会での報告でも同じことをやるのでしょうか。

(事務局)

前回の説明と重複するかもしれませんが、まず、現行の都市マスタープランについては、平成20年10月に策定されております。

こちらが平成39年までの計画となっておりますが、今回は社会情勢の変化を踏まえまして、必要な部分のみについて、一部改訂という形で行うことを考えております。

具体的には、現在の都市マスタープランに別冊をつけるという形で考えておりまして、目標年次の平成39年までという部分については変更しません。

また、この改訂については、来年度の秋に終了する予定です。

そして、次回の審議会の内容についてですが、立地適正化と空家等対策の方針等についての報告をさせていただく予定となっております。

今回の一部改訂については大きく5つの項目について検討をしております。本日意見をいただいておりますツインシティ実現方針と津波防災方針のほかに、空家等対策方針、立地適正化方針、低炭素まちづくり方針について検討をしております。

次回以降については別の項目について皆様のご意見を伺う予定です。

そして、最終的に12月の都市計画審議会で全体の素案についてご意見をいただく予定となっております。

(会 長)

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。

(委 員)

将来想定人口というのが資料の1-1にあります。全体の想定人口でもう少し先のがどこかであったかと思いますが、そちらについては現在と比べて3割ほ

ど減っていたかと思えます。

前回は申し上げましたが、都市計画の大前提として、将来の人口がどうなるかというのとは最大の問題です。

また、様々な予測、推計の中で人口に関するものというのとは一番当たると言われていますので、この人口予測を否定するのはとても難しいと思えます。

これだけ人口が減る中で、平塚市として、どういう施策を取っていくのか、どういう議論となっているのかをお伺いしたいと思います。

(事務局)

今回の一部改訂については、そういった人口に関する社会情勢の変化への対応というのでも1つの目的となっております。

前回の審議会にて、平成72年の推計人口が181,000人になるという資料をお示しさせていただきましたが、このようにかなり人口が減ってくるという中で今回都市マスタープランを改訂しまして、対応をしていきたいと考えております。

今回説明させていただいた項目ではありませんが、立地適正化等についても今回の改訂の項目となっておりますので、次回以降ご説明をさせていただく中でご意見をいただければと考えております。

(会長)

地方創生の計画の中でも人口の推計がされていると思いますが、そちらについては今回反映をするのでしょうか。

(事務局)

今お話をさせていただいた平成72年の人口推計の数値につきましては、この度策定されました平塚市総合計画の数値となっております。

今回の都市マスタープラン改訂につきましてはこの数値を考慮しまして、立地適正化に関する考え方をお示しさせていただきたいと考えております。

現段階では181,000人という数字のみをお示ししておりますが、これが各地区においてどのように減少するのかについて推計をさせていただきまして、次の審議会にてお示しし、ご議論いただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

津波対策の部分でお聞きしたいのですが、やはり都市マスタープランといえますと、まちづくりの骨格となるもので、長期に及ぶ計画ですね。

神奈川県ではマスタープランが平成25年に改訂されていますが、平塚市では平

成 2 3 年に大地震が起きてからようやく改訂ということで、意識の差が感じられるのですが、どのようにお考えなのでしょうか。

(事務局)

平塚市としましては、近隣市の動向等を踏まえながら改訂に向けて進んでいきたいと考えております。

(委員)

私はこういった計画というのは現実に即したものであるべきだと思います。

しかし、毎回全てを変えるとというのは難しいでしょうから、別冊で追加して入れるという形などで迅速な措置を取っていただいて、機能的なものにしていく必要があると思います。

今回は追加で入れるということですが、これからも我々の命と財産を守らなければならない、そういったものが発生した場合には、すぐに追加や変更等を行い、迅速な対応をしていただきたいと思います。

改訂の時期が来たら変えるのではなく、時代の流れの中で、変えるべきときに速やかによりよいものを作っていこうという考えがあるのかどうかを伺いたいと思います。

(事務局)

委員のおっしゃられた通りでございます。

今回、都市マスタープラン改訂の検討をしているところですが、防災の部分については平塚市の地域防災計画に委ねられている部分が大きく、こちらが震災後何度も改訂されてきました。

また、県の津波被害想定についても変更があった経緯がありまして、そのあたりの状況を見ていたというところでした、やらなければならないという認識はございました。

今回は平塚市総合計画が新しくなったことや、立地適正化、低炭素のまちづくり、空家対策等の関係法令の制定が進んだところですので、今が最適な時期だと考え、改訂を行うところです。

ご理解いただければと思います。

(会長)

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

交通の分野の内容で、14ページのアとイに関する確認ですが、これは、都市計画決定及び地区計画で既に決められたものを都市マスタープランに付け替えたということなのでしょうか。

それとも、既に決められたものを踏まえたうえで、更に今後の変更等についても考えていくということなのでしょうか。

それから、エについてですが、新しい生活スタイル、ワークスタイルということで、農業との関連が書かれていますが、新しい生活スタイルというものはどういったものなのでしょうか。

例えば、交通分野では、生活圏はできるだけ歩いて暮らせて、ある程度距離がある移動については公共交通を使うということがよく言われますが、新しい生活スタイルというものの例やイメージがあれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

1つ目のアとイに関する質問についてですが、こちらについてはツインシティ整備計画やツインシティ大神地区まちづくり計画等の中で、目指すべき都市像が挙げられております。

それについて、今回都市マスタープランに明記することによって、市民の方にもわかりやすいものをつくっていきたいと考えております。

もう1つの新しい生活スタイル、ワークスタイルを实践するまちについてですが、こちらにつきましても、周辺の農業や、河川空間との共生、公共交通体系を活用した拠点整備等を考えております。

また、都市と農業との連携や職住近接、ゼロエミッションの追及などの新しい生活スタイル、ワークスタイルを实践する都市を今後目指していきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。

他の部分で、目指す都市像の実現に向けた方針について、「交通、環境共生」とありますが、交通に関して、環境負荷を低減するといった内容が特に明記されていません。

環境負荷の低減に配慮した建物等の誘導といったことは書かれていますが、例えば、自動車が発生集中交通量を削減するためにこういったことをしていきますといったことは書かれていません。

バス交通を強化したり、トランジットセンターを作ると、バスに乗る人が増えて結果的に交通量も下がるのだろうというところですが、それ以上のことはかかれておらず、あまり戦略的なところの記載がないように思います。

こういったことは地区計画の中では書けない以上、マスタープランの中で書いていただくしかないの、書いていただいた方がよいかと思えます。

具体的には、自動車交通の抑制を目的とした具体的な施策の検討といった文言を追加するなど、検討をしていただければと思います。

(事務局)

今後、協議をしていきたいと考えております。
ありがとうございます。

(会 長)

ほかにいかがでしょう。
なければ私から。

まず、厳しいことを申し上げるようですが、基本的に網羅的に書かれているとは思いますが、意思決定がされていないことが羅列されています。

現在、中間で見直している段階ですから、残りの時間がかなり少ないですね。

もう相当計画が進んでいるにも関わらず、こんな抽象的な言葉ばかり並べられるのはやめた方がいいと思います。

もっと項目を絞って、状況を判断しながら、できることが見えているのであれば、そこを追加すべきだと思います。

どうも内容を判断しないで、ただ並べているような印象を受けます。

これではマスタープランの内容としては弱いと思います。

各課から寄せ集めて載せていくやり方はやめていただいて、しっかり議論した結果を出していただいた方がいいと思います。

目指すべき都市像についても、前の方がしっかりと書かれていました。

これはとてもぼやけているので、しっかり市の中で協議をしていただきたいと思います。

それから、防災のほうは、新たに追加されるということで、平塚市は津波の調査がされていない部分がありましたが、やっとそれができたということで、今回反映されるのだと思いますが、防災は津波だけではなく、河川の水害等色々あります。

それぞれの情報としては書かれていますので、総合的に防災都市としての方向性をしっかり出された方がいいと思います。

もう1つ、産業の部分についてですが、神奈川県がロボット産業の特区にすることですが、平塚市はそれに乗っかるだけで、それ以外は産業施策として考えないのでしょうか。

平塚市はこれだけ農業が盛んなので、健康食品産業等があってもいいと思うのですが、ロボット産業だけが平塚市の産業として選ばれたということなのでしょうか。

今は工場で農業をやるというようなこともありますし、食品産業として健康食品等がある中で、そういう産業施策は取らず、ロボットだけでいくのでしょうか。

実態的に平塚市に産業を立地させるとすると、本当にロボットしかないのかというところを検討された方がいいと思います。

また、産業を発展させるためにはやはり人材が育たなければなりません。

平塚には大学もありますし、そういう若い人たちが平塚で起業することや、産業をやっていこうということに対する施策が全く書かれていないことについて、とても残念です。

横浜市の場合ですと、若者の創造力を積極的に取り入れていくような都市づくり

をしようというような取組をされていますが、平塚の場合は産業誘致というただ工場を誘致するだけという施策になっているように思います。

もう少しそういった視点を入れていかなければ新しい産業というのは生まれないと思います。

せっかく大学等の研究機関が多く立地している現状があるのに、それを引っ張っていくような、魅力を出していくような記載がみられません。

そういった視点を取り入れていただく方がいいかと思います。

私の意見は以上です。

ほかにいかがでしょうか。

また今回出された意見を踏まえて次回以降に事務局から全体の素案が出るということですので、そこでまた意見等ある場合には出していただくということで、今回はここまでといたしましょう。

では、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

【審議会閉会】午後4時00分